

森林・林業・木材関連産業政策と国有林野事業の 健全化を求める要望意見書

森林は、国土の保全・水資源のかん養などとともに、地球温暖化防止に向けた国際公約である温室効果ガス6%削減を履行するためにも大きな役割を果たしていくことが求められています。また、近年、自然災害が多発する中で、山地災害の未然防止に向けた治山対策や森林整備等、自然環境や生活環境での「安全・安心の確保」に対する国民の期待と要請は年々高まっています。

しかし、国産材の価格低迷が長期に続く中で、林業経営の採算性が悪化し、そのことが森林所有者の施業意欲を失わせ、適切な森林の育成・整備の停滞を招き、森林の持つ多面的機能が低下している現状にあります。加えて、この間、我が国の森林行政の中核を担い、民有林行政との連携を果たしてきた国有林野事業は、一般会計化・独立行政法人化が検討されるなど、国民の共有の財産である国有林の管理が危ぶまれています。

こうした中、平成18年9月8日、新たな森林・林業基本計画が閣議決定され、今後はその骨子である、①多様で健全な森林への誘導、②国土保全等の推進、③林業・木材産業の再生を前提に、森林整備や地域材利用計画の推進、林業労働力の確保等の対策を進めていくこととされました。

よって、政府においては、森林・林業基本計画の確実な実行や地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策の着実な実行、森林の多面的機能の維持を図るための森林整備等を推進するため、平成19年度予算等において下記の施策展開が図るよう強く要望します。

記

- 1 森林・林業基本計画に基づく、多様で健全な森林の整備・保全の推進、林業・木材関連産業の再生等、望ましい森林・林業政策の実行に向け、平成19年度予算の確保等の必要な予算措置を講ずること。
- 2 国産材の安定供給・利用拡大を軸とする林業・木材産業の再生を図るため、木材の生産・加工・流通体制の整備に向け、関係省庁の枠を超えた計画の推進を図ること。
- 3 森林整備を通じた「緑の雇用担い手対策事業」の充実と、森林・林業基本計画に基づく労働力確保に向けた諸施策の確立を図ること。
- 4 二酸化炭素を排出する者が負担する税制上の措置等により、地球温暖化防止森林吸収源10ヶ年対策を推進するための安定的な財源確保を図ること。
- 5 地球規模での環境保全や持続可能な森林経営を目指した違法伐採対策の推進を図ること。
- 6 国有林野については、安全・安心な国土基盤の形成と、地域振興に資する管理体制の確保を図ること。特に、国有林野事業特別会計改革にあたっては、国民の共有財産である国有林の持続可能な森林管理と、技術者の育成・確保を国が責任を持って図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年12月21日

大空町議会議長 後藤 幸太郎